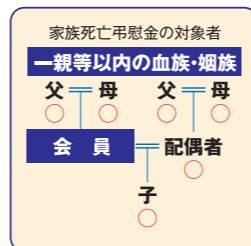


一般給付金の請求について

共済会では、下記の事由が生じた場合、各給付金を支給しております。請求に当たっては、所定の請求書に添付書類を添えて速やかに手続きをお取りください。なお、請求権は各事由が発生してから1年で無効となりますのでお気を付けください。



- ◎お手続きについては、所属施設にご確認ください。
 - ◎給付については、各月ごと末締で翌月中旬頃の給付となります。
 - ◎給付日のお知らせについては、給付と同時に所属施設長宛にて中旬頃、決定通知書を送付しますので所属施設長にご確認ください。(請求者には通知致しませんので所属施設長にご確認ください。)
 - ◎添付書類は全て写し(コピー)で結構です。
 - ◎今年度お子様が小・中・高校生になられた会員様で、入学祝金請求がまだの方は速やかにご請求ください。(請求期限は令和3年3月31日受理までです。)
- なお、入会日が令和2年4月2日以降の会員様は対象外です。

添付書類は
コピー可です。

種別	給付金	添付書類(コピー可)
結婚祝金	3万円	・婚姻届受理証明書等
出産祝金	5万円	・母子手帳の1ページ目 (出生届証明を受けたもので、父母子の氏名等が記入されているもの)
入学祝金	子が小学校に入学したとき	1万円
	子が中学校に入学したとき	2万円
	子が高等学校に入学したとき	3万円
傷病見舞金	継続して14日以上欠勤したとき	1万円
	継続して30日以上欠勤したとき	2万円
	継続して60日以上欠勤したとき	3万円
	継続して90日以上欠勤したとき	4万円
	継続して120日以上欠勤したとき	5万円
	継続して150日以上欠勤したとき	6万円
災害見舞金	一部焼損・一部損壊	1万円
	半焼・半壊	5万円
	全焼・全壊	10万円
死亡弔慰金	本人	10万円
	配偶者	10万円
	父・母(配偶者の父母)・子	5万円
	妊娠22週以上で死産の場合	3万円

(注) 本人・配偶者がともに共済会会員の場合
結婚・出産・入学の各祝金及び災害見舞金・死亡弔慰金については、本人と配偶者のどちらも請求ができます。請求書はそれぞれ分けて作成のうえ、ご請求ください。

葬儀会館ティア契約解除のお知らせ

共済会のしおりP35に掲載しています「葬儀会館ティア」は、2020年10月9日(金)をもちまして諸事情により契約を解除しました。

現在は、ご利用出来ませんのでご了承ください。

共済会だより

November 2020
vol.234



大阪民間共済会キャラクター
"きょうちゃん"

ジェフグルメカードの利用助成

幹旋金額 1セット 4,000円

(通常1セット 5,000円(500円券×10枚))

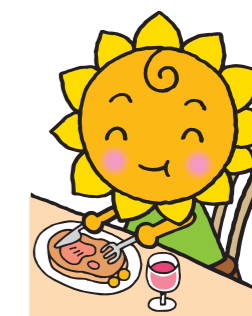
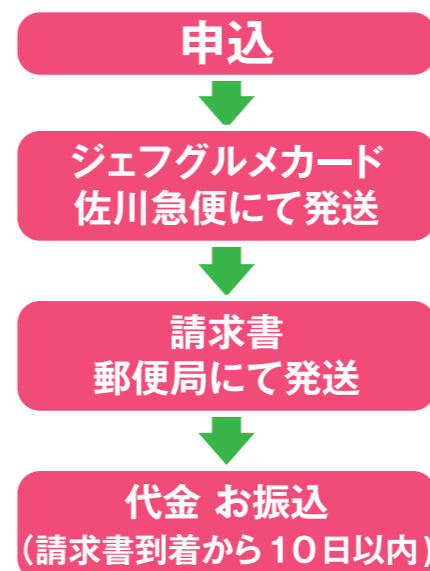
申込単位 会員お一人につき2セットまで

申込方法 事業所で取りまとめて別紙申込書に必要事項を記入の上、FAXまたは郵送でお申込ください。申込書到着後に、ジェフグルメカード(佐川急便)と請求書(普通郵便)を送付致します。

会員番号等必要事項は必ずご記入ください。

施設番号が違っていても、住所や取りまとめ担当者が同じであれば、取りまとめて一度にお申込ください。お申込締切日頃にFAXを頂きましたら在庫調整の為、発送に1か月程かかります。ご了承の程お願い致します。

申込締切 令和2年11月30日までにお申込ください。



広報「共済会だより」第234号
発行日:2020年11月1日
*「共済会だより」はホームページでもご覧頂けます。
●紙面に掲載の幹旋募集に際していただきます個人情報は該当事業に関する業務以外には使用致しません。



〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4番15号
TEL 06-6761-4444(代表) FAX 06-6763-4444
E-mail info@kyosaikai.or.jp
Homepage http://kyosaikai.or.jp/